

2024

IO

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします



令和6年度 被扶養者状況リスト

ご提出のお願い



協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを
確認させていただくため、毎年度、**被扶養者資格の再確認**を実施しております。

加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご協力をお願いいたします。

令和5年度の
実施結果(全国)

- 被扶養者から解除された人数…**約7.1万人**
- 高齢者医療制度への拠出金負担軽減額(効果額)…**約10億円**

確認の対象となる方 令和6年4月1日において
18歳以上の被扶養者

被扶養者資格再確認について
詳しくはこちら



被扶養者状況リスト提出までの流れ



送付時期

令和6年
10月中に
事業主様へ順次送付

※対象者がいない場合は
お送りいたしません



必ず提出するもの

被扶養者状況リスト

該当する場合、提出する書類

① 扶養解除となる場合

- 被扶養者調書兼異動届 解除となる方の保険証

以下の②～④に該当する場合

被扶養者現況申立書 及び**次の書類**

② 被保険者と別居している場合

- 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

③ 被扶養者が海外に在住している場合

- 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

④ リストに「収入超過」と印字されているが 扶養の要件を満たしている場合

- 扶養の条件を満たしている事実を確認できる書類

提出期限

令和6年
11月29日(金)

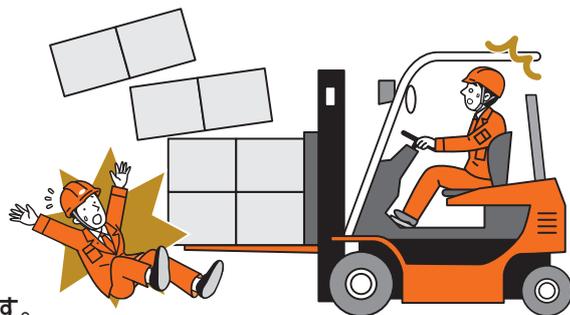
同封の返信用封筒にて
ご提出ください

期限までのご提出に
ご協力をお願い
いたします



※詳しくは被扶養者状況リストに同封のリーフレットをご確認ください。

仕事中、通勤途中のケガで 健康保険は使えません!



近年、お仕事中や通勤途中に負傷、または仕事に起因する病気にかかったにもかかわらず、**健康保険を使って治療を受ける方が見られます。**

このような負傷や病気は健康保険での治療は受けられないため、**健康保険を使ってしまったときは「労災保険」への切り替え手続きが必要です。**
詳しくは**勤務先を管轄する労働基準監督署**にお問合せください。

協会けんぽから負傷原因の照会を行うことがあります

医療機関からの診療報酬明細書*には、負傷原因が記載されておりませんので、協会けんぽから被保険者様あてに「負傷原因の照会」(文書照会)を行うことがあります。

これは負傷原因が労災もしくは第三者行為(交通事故等)によるものかどうか確認するものです。適正な保険給付を行うためにも、ご協力をお願いいたします。

※診療報酬明細書とは、医療機関が当協会に医療費を請求するための請求書のことです。審査機関を経由するため、協会けんぽが内容を確認できるまで約3か月程かかります。そのため、負傷原因の照会までにお時間を要します。

マイナ保険証の利用登録はお済みですか?

令和6年12月2日より、現行の保険証の新規発行がなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。マイナ保険証の利用にあたってはマイナンバーカードを取得の上、マイナポータル等での事前の利用登録が必要です。利用登録方法は主に以下の4つの方法があります。



主な利用登録方法

1 
マイナポータル

2 
医療機関、薬局窓口の
顔認証付き
カードリーダー

3 
セブン銀行ATM

4 
各市区町村の端末

マイナンバーカードをまだお持ちでない方はマイナンバーカードの取得申請をお願いします。

※4「各市区町村の端末」は登録受付を行っていない市区町村も一部ございます。

マイナ保険証以外の主な受診方法

- 1 現行の保険証を提示(令和7年12月1日まで有効)
- 2 資格確認書*を提示

※資格確認書…マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナ保険証の利用登録をされていない方等に送付されます。発行時期等の詳細は決まり次第お知らせいたします。

マイナンバーに関するお問い合わせ

☎ **0120-95-0178** 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(12/29~1/3を除く)
(国のマイナンバー総合フリーダイヤル)

マイナンバーカードの
取得申請方法は
こちら

